

平成30年度岐阜県地下水の水質測定に関する計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により岐阜県の区域に属する地下水の測定に関する計画を定めるものとする。

2 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施する。

2-1 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

ア メッシュ

県下を2kmメッシュで区分（図1）し、地下水の存在・流況状況、事業場密度、地下水の水道水源密度を考慮して、メッシュごとの重要度を評価し、重要度1以上のメッシュについて調査を実施する。

平成30年度は、表1に示す84メッシュを調査対象とする。

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

過去に概況調査を実施した井戸は対象とせず、メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該調査メッシュにおける調査は実施しない。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回実施する。

ウ 測定項目

次の地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン（28項目）

エ 測定方法

原則として表7に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：各地域を管轄する県事務所及び岐阜地域環境室（以下「県事務所等」という。）

分析：保健環境研究所

表1 全項目調査対象メッシュ

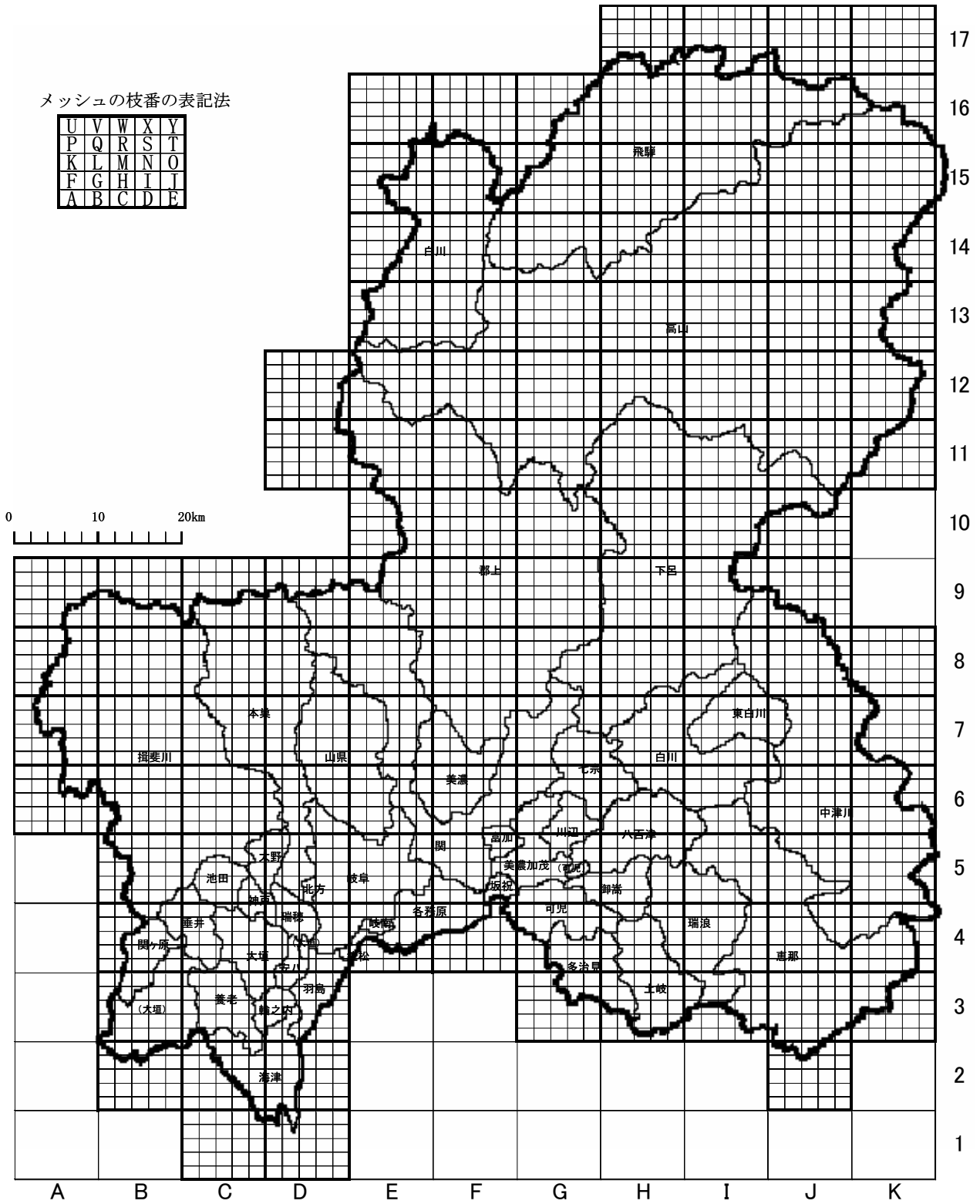
県事務所	対象メッシュ	市町村
岐阜地域 環境室	C 0 8 - H	本巣市
	D 0 3 - X	羽島市、安八町
	D 0 3 - W	羽島市、安八町
	D 0 4 - Q	瑞穂市
	D 0 5 - C	瑞穂市、本巣市、北方町
	D 0 5 - M	本巣市
	D 0 6 - O	山県市
	E 0 4 - J	各務原市
	E 0 4 - L	笠松町、岐南町
	E 0 4 - X	各務原市
	E 0 6 - M	関市、山県市
	F 0 4 - U	各務原市
	F 0 5 - A	各務原市
	西濃 県事務所	B 0 3 - C
B 0 4 - D		大垣市、関ヶ原町
C 0 2 - T		海津市
C 0 3 - D		海津市、養老町
C 0 3 - V		養老町
C 0 3 - X		大垣市、養老町
C 0 4 - L		垂井町
C 0 4 - O		大垣市
C 0 4 - Y		神戸町
D 0 2 - F		海津市
D 0 3 - F		輪之内町
D 0 4 - H		大垣市、岐阜市、羽島市
D 0 4 - K		大垣市
C 0 4 - X		大垣市、池田町、神戸町
揖斐 県事務所	B 0 5 - T	揖斐川町
	C 0 5 - I	池田町、神戸町
	C 0 5 - Q	揖斐川町
	D 0 5 - A	瑞穂市、大野町、神戸町
	D 0 5 - K	本巣市、大野町
	D 0 5 - V	本巣市、大野町
	D 0 6 - G	揖斐川町

県事務所	対象メッシュ	市町村
可茂 県事務所	F 0 5 - D	坂祝町
	F 0 5 - N	関市、美濃加茂市
	G 0 4 - S	可児市
	G 0 5 - A	可児市
	G 0 5 - I	御嵩町
	G 0 5 - N	可児市、八百津町
	G 0 6 - A	美濃加茂市
	G 0 7 - D	七宗町
	H 0 6 - J	八百津町
	H 0 7 - X	白川町
	I 0 8 - A	白川町
中濃 県事務所	E 0 6 - I	岐阜市、関市
	E 0 7 - H	関市、山県市
	F 0 5 - I	関市、坂祝町
	F 0 5 - P	関市
	F 0 5 - V	関市
	F 0 6 - I	関市
	F 0 7 - B	美濃市
	F 0 8 - X	郡上市
	F 0 9 - U	郡上市
	F 1 2 - A	郡上市、高山市
	G 0 7 - Q	関市
G 1 0 - B	郡上市	
東濃 県事務所	G 0 3 - Y	多治見市
	H 0 3 - M	土岐市
	H 0 4 - A	多治見市
	H 0 4 - N	土岐市
	I 0 4 - A	瑞浪市
	I 0 5 - B	瑞浪市

表1 全項目調査対象メッシュ

県事務所	対象メッシュ	市町村
恵那 県事務所	I 0 3 - S	恵那市
	I 0 5 - J	恵那市
	J 0 3 - L	恵那市
	J 0 4 - N	恵那市、中津川市
	J 0 5 - H	恵那市
	J 0 5 - X	中津川市
	J 0 6 - S	中津川市
	K 0 4 - U	恵那市
	K 0 6 - Q	中津川市
飛騨 県事務所	F 1 2 - J	高山市
	G 1 5 - J	飛騨市
	H 0 8 - K	下呂市
	H 1 0 - S	下呂市
	H 1 3 - N	高山市
	H 1 4 - W	飛騨市
	I 0 9 - C	下呂市
	I 1 1 - F	下呂市
	I 1 3 - D	高山市
	I 1 4 - A	高山市
	I 1 5 - R	飛騨市
	K 1 4 - U	高山市

図1 メッシュ図



2-2 岐阜市内の調査

(1) 調査対象

ア メッシュ

2.5km～5kmメッシュで区分する。(図2)

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。(表4)

(2) 調査方法

調査担当機関：岐阜市

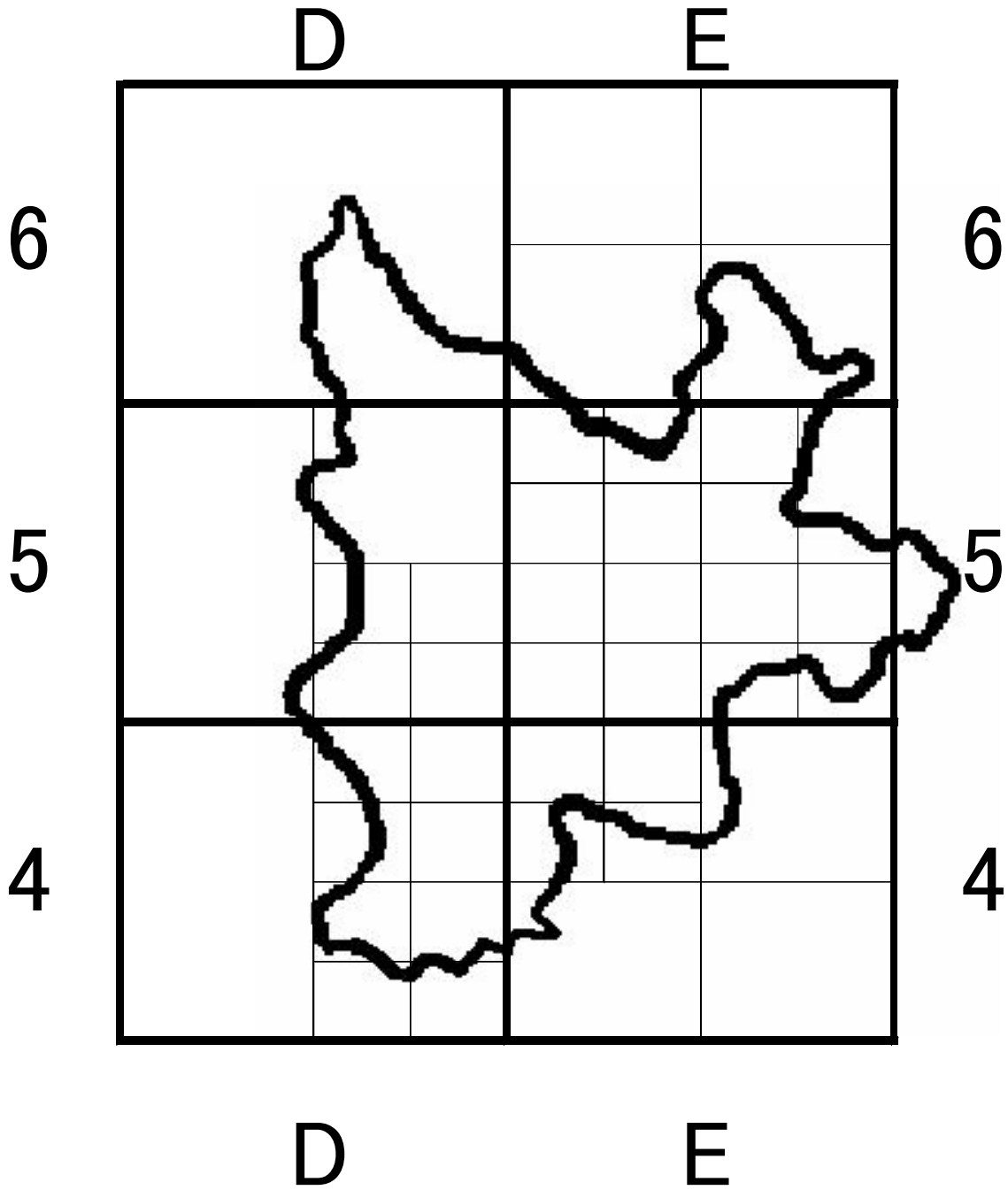
その他については、「2-1 ローリング方式によるメッシュ調査(岐阜市以外)」と同様に実施する。

表4 岐阜市概況調査対象メッシュ

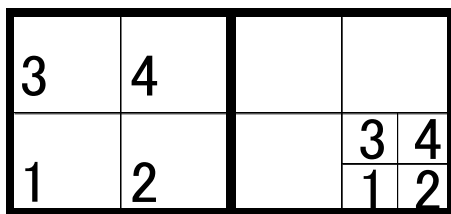
番号	対象メッシュ
1	D4-2-3
2	D4-2-4
3	D4-4-1
4	D4-4-2
5	D4-4-3
6	D4-4-4
7	D5-2-1
8	D5-2-2
9	D5-2-3
10	D5-2-4
11	D5-4
12	D6-2
13	E4-3-1
14	E4-3-3
15	E4-3-4

番号	対象メッシュ
16	E5-1-1
17	E5-1-2
18	E5-1-3
19	E5-1-4
20	E5-2-1
21	E5-2-2
22	E5-2-3
23	E5-2-4
24	E5-3-1
25	E5-3-2
26	E5-3-3
27	E5-3-4
28	E5-4-1
29	E5-4-3
30	E6-2

図2 岐阜市内メッシュ図

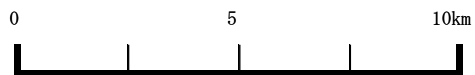


メッシュの枝番の表記法



(5kmメッシュ)

(2.5kmメッシュ)



2-3 国土交通省中部地方整備局による調査

(1) 調査井戸

3 地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）

(2) 調査方法

調査担当機関：国土交通省中部地方整備局

その他については、「2-1 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市以外）」と同様に実施する。

3 汚染井戸周辺地区調査

3-1 新たに汚染が発見された井戸の周辺地区調査

概況調査により汚染が発見された場合、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、その汚染範囲を確認するための調査を実施する。

3-2 過去に汚染が発見された井戸の周辺地区調査

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施する。

4 定期モニタリング調査

過去に確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的にも実施する。

4-1 定期モニタリング調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

表5に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

原則として年1回とする。

ウ 測定項目

表5に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表7に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：保健環境研究所

表5 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜地域環境室	各務原市蘇原新生町	F 04 U01	四塩化炭素
	各務原市蘇原外山町	F 05 A01	四塩化炭素
	各務原市鷺沼大伊木町	F 04 L01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	各務原市鷺沼各務原町	F 04 Q3A	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1B	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1C	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1E	テトラクロロエチレン
西濃県事務所	大垣市荒川町	C 04 211	砒素
	大垣市十六町	C 04 C02	砒素
	海津市海津町高須町	D 02 P01	砒素
	海津市海津町草場	D 02 Q01	砒素
	海津市平田町今尾	D 02 01A	砒素
	養老町横屋	C 03 C1M	砒素
可茂県事務所	美濃加茂市川合町	G 05 H07	ベンゼン
	美濃加茂市加茂野町	F 05 J05	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	美濃加茂市太田本町	G 05 F1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 DA2	ほう素
	可児市土田	G 04 U04	六価クロム
	白川町坂ノ東	H 07 M01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町上恵土	G 05 D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町美佐野	H 04 W1A	ふっ素
	御嵩町美佐野	H 04 W1B	ふっ素
	七宗町上麻生	G 06 Y03	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
中濃県事務所	関市旭ヶ丘	F 05 R1C	六価クロム
	関市仲町	F 05 R1D	六価クロム
	関市富本町	F 05 Q1A	六価クロム
	関市倉知	F 05 304	トリクロロエチレン
	郡上市高鷲町大鷲	E 11 J01	ふっ素・ほう素
	郡上市白鳥町中西	F 10 P02	ふっ素
東濃県事務所	多治見市笠原町平園	H 03 11A	総水銀
	多治見市笠原町平園	H 03 11J	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市笠原町平園	H 03 L06	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市前畑町	G 03 Y1A	ふっ素

採水機関	井戸所在地	井戸番号	井戸所在地
東濃県事務所	多治見市生田町	H 03 U04	ふっ素
	多治見市大針町	G 04 I03	総水銀
	多治見市北丘町	G 04 I02	総水銀
	多治見市大藪町	G 04 M02	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	多治見市虎溪山町	H 04 F02	ふっ素
	瑞浪市和合町	H 04 I1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市西小田町	H 04 J04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市日吉	H 04 Y02	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市釜戸町	I 04 W01	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 04 D01	砒素・ふっ素
	瑞浪市大湫町	I 05 B03	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 05 C1A	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 402	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 403	ふっ素
	土岐市下石町	H 03 W01	ふっ素
	土岐市泉町	H 04 H26	テトラクロロエチレン
	恵那県事務所	恵那市明智町	J 03 P11
恵那市明智町		J 03 P1B	ふっ素
恵那市山岡町馬場山田		J 04 G01	ふっ素
飛騨県事務所	高山市新宮町	H 13 N1A	ふっ素
	高山市下切町	H 14 E02	砒素
	高山市西之一色町	I 13 K02	砒素、ふっ素
	高山市西之一色町	I 13 K04	ふっ素
	高山市花里町	I 13 K03	ふっ素
	高山市森下町	I 13 K05	ふっ素
	下呂市湯之島	H 09 T01	砒素
	下呂市幸田	H 09 T05	砒素
	下呂市幸田	H 09 T06	砒素
	下呂市幸田	H 09 T07	砒素
	下呂市幸田	H 09 T08	砒素
	白川村飯島	F 15 G01	ふっ素
	白川村荻町	F 15 G1H	ふっ素

4-2 岐阜市内の調査

(1) 調査対象

表6に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回とする。

ウ 測定項目

表6に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表7に定める方法とする。

オ 調査担当機関

採水：岐阜市

分析：岐阜市衛生試験所

表6 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜市	岐阜市北野西	E 06 D07	砒素

表7 水質測定方法とデータ表示(地下水)

項目	有効数字	報告下限値	測定方法
カドミウム	2桁	0.0003 mg/L	規格K010255.2、55.3又は55.4に定める方法 (準備操作は規格K010255に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	2桁	0.1 mg/L (ND)	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	2桁	0.005 mg/L	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	2桁	0.04 mg/L	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	2桁	0.005 mg/L	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	2桁	0.0005 mg/L	S46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	2桁	0.0005 mg/L (ND)	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	2桁	0.0005 mg/L (ND)	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	2桁	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	2桁	0.004 mg/L	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	2桁	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	2桁	0.0006 mg/L	〃
トリクロロエチレン	2桁	0.001 mg/L	〃
テトラクロロエチレン	2桁	0.0005 mg/L	〃
1,3-ジクロロプロペン	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	2桁	0.0006 mg/L	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	2桁	0.0003 mg/L	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	2桁	0.002 mg/L	〃
ベンゼン	2桁	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	2桁	0.002 mg/L	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2桁	0.012 mg/L 硝酸性窒素 0.01 亜硝酸性窒素 0.002	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	2桁	0.08 mg/L	規格K0102の34.1に定める方法又は告示付表6に掲げる方法
ほう素	2桁	0.02 mg/L	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	2桁	0.005 mg/L	公共用水域告示付表7に掲げる方法
クロロエチレン	2桁	0.0002 mg/L	H9環境庁告示第10号付表に掲げる方法